

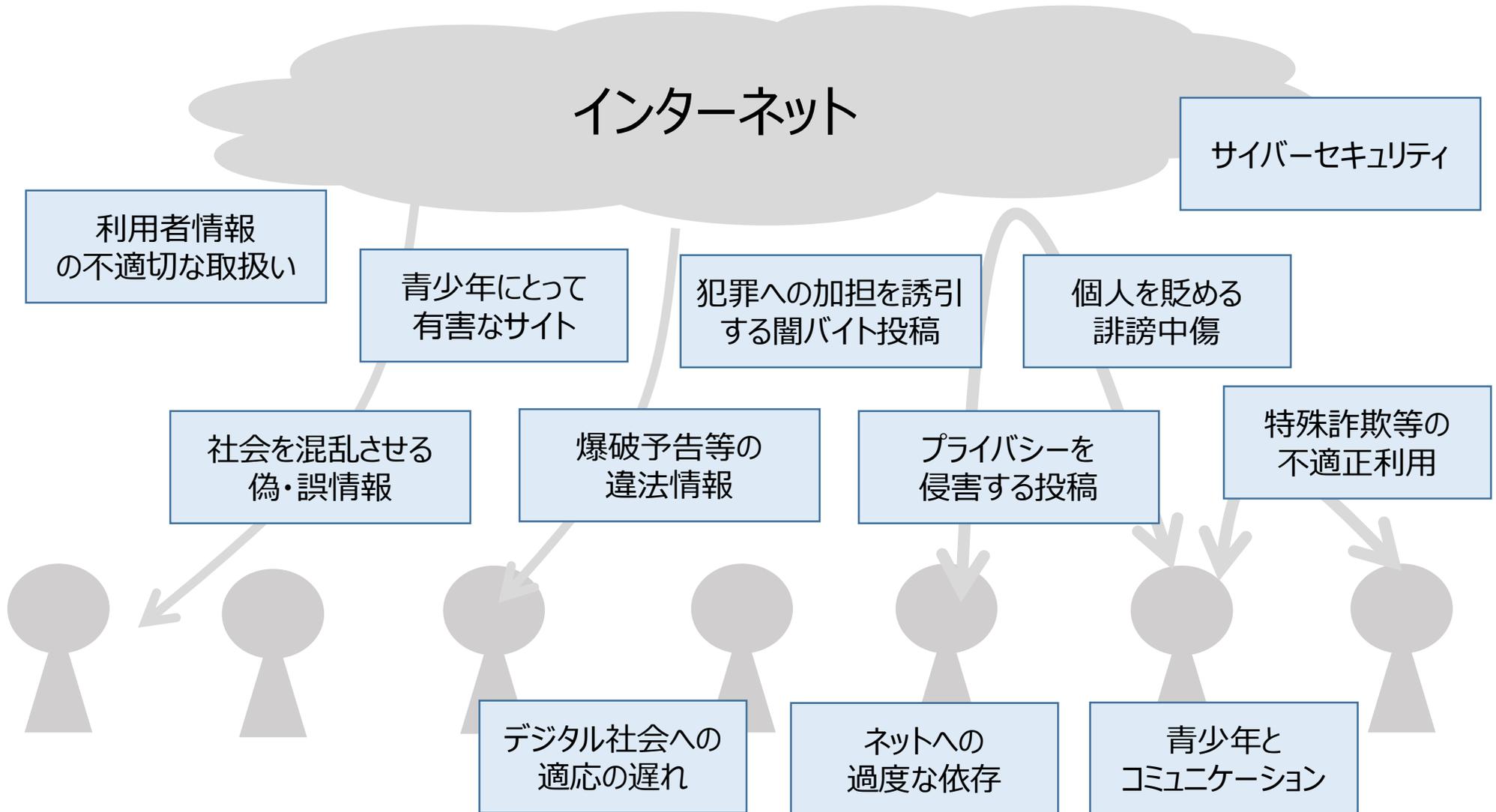


# ICTサービスの利用環境を巡る 諸問題について

---

令和6年2月6日  
総合通信基盤局

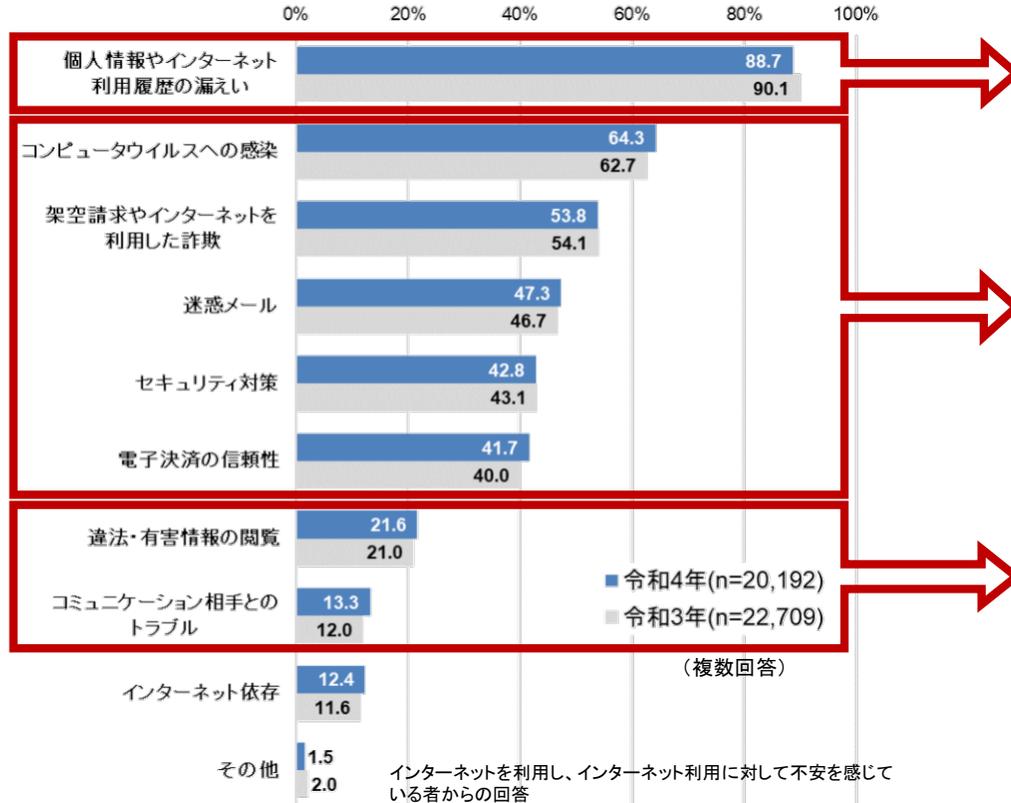
- ICTサービスの拡大とともに、サービス利用に伴う諸課題も拡大・多様化



- まずは、利用者の不安が顕在化している、**①利用者情報の保護**、**②不適正利用への対処**にフォーカスして検討を行う。

## インターネット利用における不安の内容

不安の具体的な内容は、「**個人情報やインターネット利用履歴の漏えい**」(88.7%)が最も高く、「**コンピュータウイルスへの感染**」(64.3%)、「**架空請求やインターネットを利用した詐欺**」(53.8%)と続く。



## 対処すべき政策課題

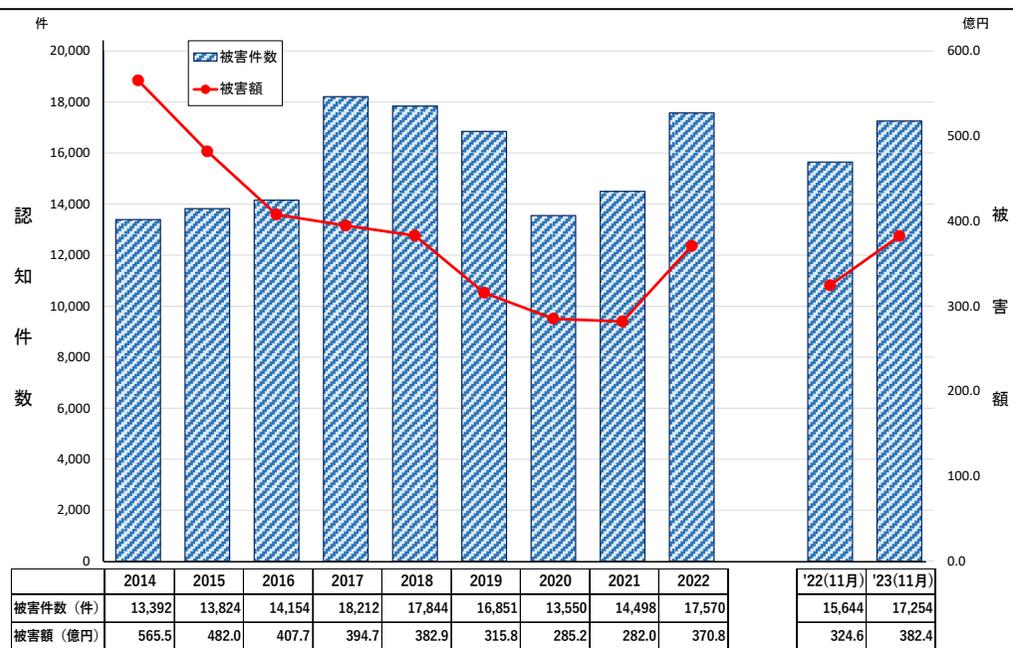
利用者情報の保護  
の更なる促進

ICTサービスの  
不適正利用への対処

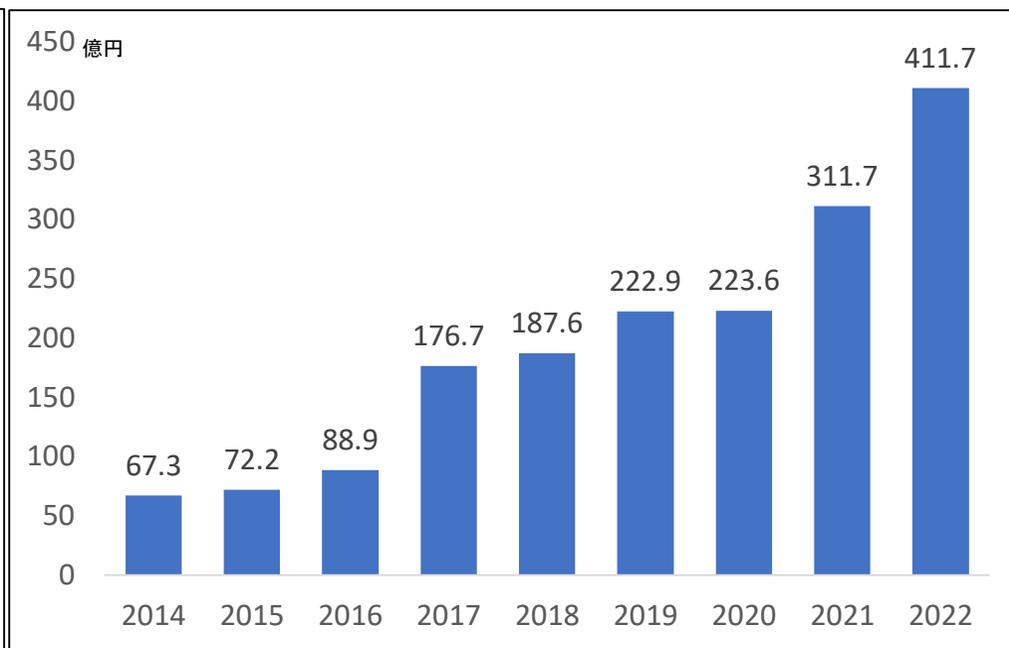
その他  
(誹謗中傷等の違法・有害情報への対応等)

# ①ICTサービスの 不適正利用への対処

- **特殊詐欺**とは、**被害者に電話をかける**などして対面することなく信頼させ、現金等をだまし取る犯罪をいい、手口が多様に存在。**令和4年の被害総額※は370.8億円（前年比31.5%増）**。※警察庁調べ
- **フィッシング詐欺**とは、実在する企業・金融機関などを装って、**電子メールやSMSを送信する**などしてリンクから偽サイトに誘導し、ID・パスワード等を入力させ、個人情報等を詐取する犯罪をいう。**令和4年のクレジットカード番号盗用被害額※は411.7億円（前年比32.1%増）**。※日本クレジット協会調べ
- いずれも深刻な状況であり、国内外の特殊詐欺等の犯罪の状況を踏まえ、ICTサービスの不適正利用への対処のため、議論を行う必要がある。



特殊詐欺被害額の推移（警察庁調べ）



クレジットカード番号盗用被害額の推移（日本クレジット協会調べ）

- 電話悪用と対策はいたちごっこ。犯罪者は、一つの手口をふさぐと次の手口に移っていく。

### 【携帯電話】 手軽に利用できる携帯電話を悪用した手口がまず発達

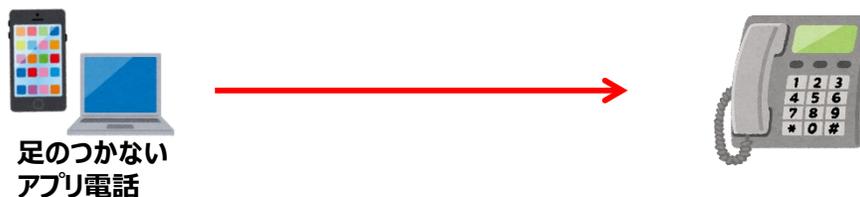


### 【電話転送】 電話転送サービスを悪用し、03番号等を表示させて信用させる手口が発達



### 【050IP電話】 本人確認義務のない050IP電話を悪用する手口。

最近では、海外経由の通信サービスなど、着信時に電話番号が表示されないものを悪用した犯行も確認されている。



特殊詐欺対策について、総務省は電話を所管する立場から、以下の3本柱で、電話の悪用対策を実施

**対策の柱① 携帯電話不正利用防止法（携帯電話利用者の本人確認）の執行**

**対策の柱② 犯罪収益移転防止法（電話転送サービス利用者の本人確認）の執行**

**対策の柱③ 電話番号の利用停止措置の運用**

**①携帯電話不正利用防止法の執行**

（2006.4施行（レンタルは2008.12より対象））

- 携帯電話の契約時の本人確認を義務付け
- 総務大臣は、本人確認義務を履行していないキャリアショップ等に対して是正命令を発出

**②犯罪収益移転防止法の執行**

（2008.3施行（電話転送は2013.4より対象））

- 電話転送サービス事業者等に対して、顧客等の本人確認を義務付け
- 国家公安委員会からの意見陳述も踏まえ、総務大臣は、義務違反の事業者に対して是正命令を発出

**③電話番号の利用停止措置の運用**

（TCA 2019.9開始／JUSA 2022.12開始）

- 総務省から事業者団体（TCA・JUSA）への通知に基づき、県警等からの要請に応じて、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止、悪質な利用者への新たな固定電話番号の提供拒否を実施。

**これまでの経緯**

- 平成17年4月、議員立法により「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」が成立。（平成17年法律第31号）
- 「レンタル携帯電話事業者による本人確認の厳格化等」を内容とする改正法が平成20年6月成立。同年12月から施行。

**携帯電話不正利用防止法の概要**◇ **契約者の管理体制の整備の促進 及び 携帯音声通信サービスの不正利用の防止のため、以下を措置****1. 契約締結時・譲渡時の本人確認義務等**

- ・ 携帯電話事業者及び代理店に対し、① 運転免許証等の公的証明書等による契約者の本人確認とともに、② 本人確認記録の作成・保存（契約中及び契約終了後3年間）を義務付け。

**2. 警察署長からの契約者確認の求め**

- ・ 警察署長は、犯罪利用の疑いがあると認めるときは、携帯電話事業者に対し契約者確認を求めることが可能。また、本人確認に応じない場合には、携帯電話事業者は役務提供の拒否が可能。

**3. 貸与業者の貸与時の本人確認義務等**

- ・ 相手方の氏名等を確認せずにレンタル営業を行うことを禁止。① 運転免許証等の公的証明書等による契約者の本人確認とともに、② 本人確認記録の作成・保存（契約中及び契約終了後3年間）を義務付け。

**4. 携帯電話の無断譲渡・譲受けの禁止**

- ・ 携帯電話事業者の承諾を得ずに譲渡することを禁止。

**5. 他人名義の携帯電話の譲渡・譲受けの禁止**

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)は、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定(平成20年3月1日施行)。
- 特定事業者<sup>(※)</sup>に対して、顧客等の取引時確認、疑わしい取引の届出等を義務付け。  
※ 金融機関、ファイナンスリース業者、クレジットカード業者、弁護士、司法書士、公認会計士等(特定事業者により義務等は若干異なる)。  
総務省関係では、電話受付代行業者、電話転送サービス事業者、行政書士、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が該当。

## 犯罪による収益の移転防止に関する法律の概要

### ◇ 特定事業者に対して、以下の事項について義務づけ。

#### 1. 取引時確認義務

- ・ 運転免許証等の公的証明書等による顧客等の①氏名・名称、②住居・本店又は主たる事務所の所在地、③生年月日、④取引を行う目的、⑤職業・事業内容、⑥実質的支配者の確認を義務づけ。
- ・ マネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高い取引(ハイリスク取引)については、上記確認事項に加え、その取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合には「資産及び収入の状況」の確認も義務づけられている。

#### 2. 確認記録の作成・保存義務

- ・ 取引時確認を行った場合には直ちに確認記録を作成し、当該契約が終了した日から7年間保存することを義務づけ。

#### 3. 取引記録の作成・保存義務

- ・ 特定業務に係る取引を行った場合若しくは特定受任行為の代理等を行った場合には、直ちにその取引等に関する記録を作成し、当該取引又は特定受任行為の代理等が行われた日から7年間保存することを義務づけ。

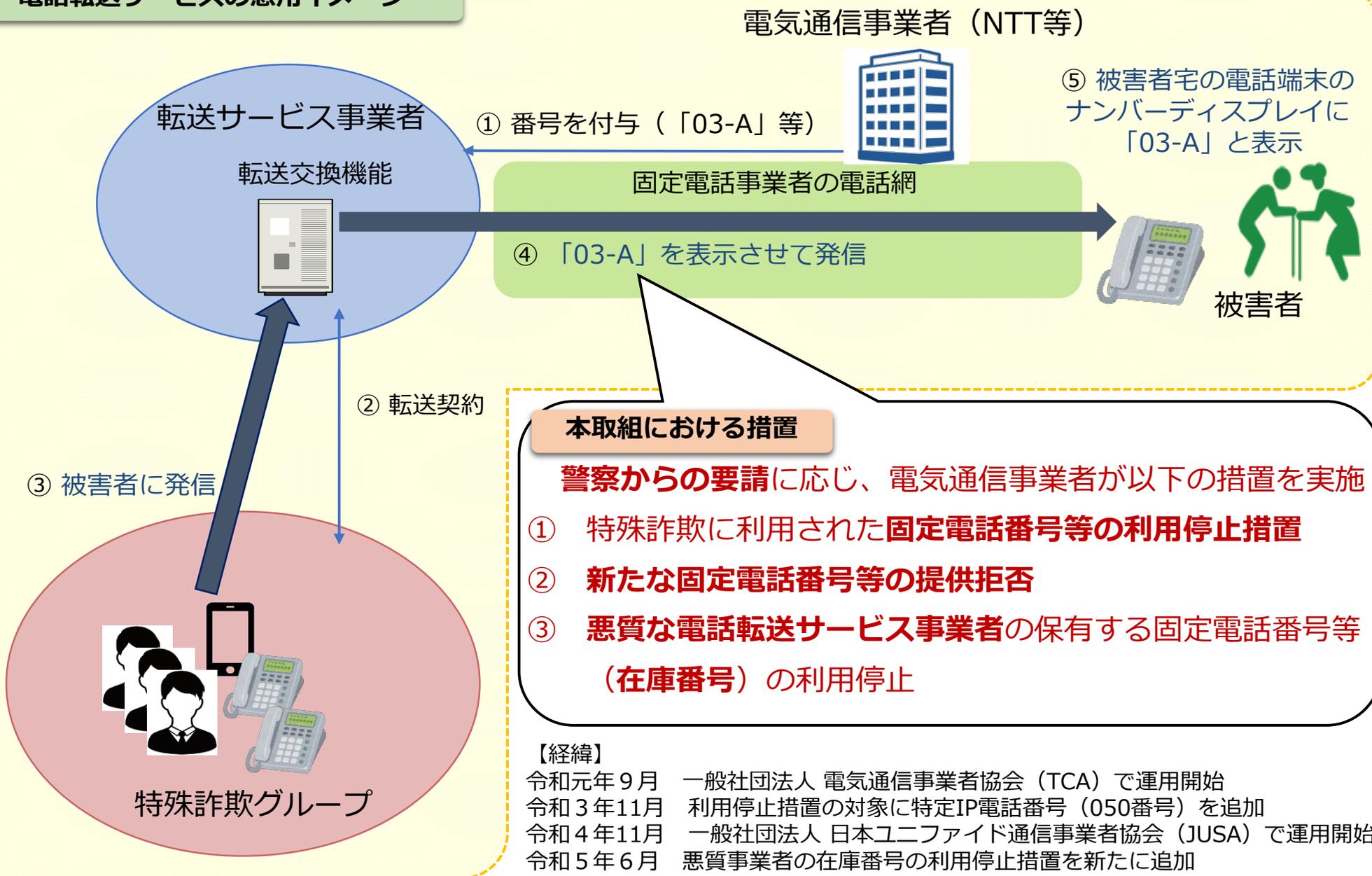
#### 4. 疑わしい取引の届出

- ・ 特定業務に係る取引について、①当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、②顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪若しくは麻薬特例法第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合に、行政庁に対して疑わしい取引の届出を行うことを義務づけ。

#### 5. 取引時確認等を的確に行うための措置

- ・ ①取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるとともに、②使用人に対する教育訓練の実施、顧客管理措置の実施に関する内部規程の策定、顧客管理措置の責任者の選定等の措置を講ずるよう努めなければならない(努力義務)。

## 電話転送サービスの悪用イメージ



## 現状

- 「闇バイト強盗」と称されるSNS上で実行犯を募集する手口等を特徴とする一連の強盗等事件が広域で発生。
- 被害者の大部分が高齢者である特殊詐欺の認知件数は、令和3年以降、増加しており、また、その被害額は、令和4年、8年ぶりに増加。

➔ こうした情勢を受け、国民の間に不安感が拡大する中、この種の犯罪から国民を守るため、一層踏み込んだ対策として「**SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン**」を策定

## プランの概要

### 1 「実行犯を生まない」ための対策

- 「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進
- サイバー空間からの違法・有害な労働募集の排除
- 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発
- 強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進

### 2 「実行を容易にするツールを根絶する」ための対策

- 個人情報保護法の的確な運用等による名簿流出の防止等の「闇名簿」対策の強化
- 携帯電話等の本人確認や悪質な電話転送サービス事業者対策の推進
- 悪用されるSMS機能付きデータ通信契約での本人確認の推進
- 預貯金口座の不正利用防止対策の強化
- 証拠品として押収されたスマートフォン端末等の解析の円滑化
- 秘匿性の高いアプリケーションの悪用防止
- 帰国する在留外国人による携帯電話・預貯金口座の不正譲渡防止

### 3 「被害に遭わない環境を構築する」ための対策

- 宅配事業者を装った強盗を防ぐための宅配事業者との連携
- 防犯性能の高い建物部品、防犯カメラ、宅配ボックス等の設置に係る支援
- 高齢者の自宅電話番号の変更等支援
- 高齢者の自宅電話に犯罪者グループ等から電話が架かることを阻止するための方策
- 現金を自宅に保管させないようにするための対策
- パトロール等による警戒

### 4 「首謀者を含む被疑者を早期に検挙する」ための対策

- 犯罪者グループ等の実態解明に向けた捜査を含む効果的な取締りの推進
- 国際捜査の徹底・外国当局等との更なる連携
- 現金等の国外持出し等に係る水際対策の強化

# 「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」 に基づく総務省の施策の進捗状況

## 既に実行に移した施策

※令和5年6月16日 犯罪対策閣僚会議 総務大臣発表資料

### ➤ 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発

- ・『インターネットトラブル事例集2023年版』に「闇バイト」等に関する注意喚起を掲載。教育委員会、PTA等の関係機関に周知して教育・啓発。（3月）

### ➤ ナンバーディスプレイ等の普及拡大

- ・高齢者が悪質電話に出ないようにする観点から、総務省からNTT東西に対し、ナンバーディスプレイ等の普及拡大について要請。これを踏まえ、NTT東西において、ナンバーディスプレイ等の無償化を実施。（5月）

## 準備・検討を進めている施策

### 現時点で実施済

### ➤ 050アプリ電話の契約時の本人確認の義務化

- ・特殊詐欺への悪用が特に多く確認されている「050アプリ電話」について、契約時の本人確認を義務化する制度改正を準備。【総務省令の改正】

### ➤ 悪質な電話転送事業者の在庫電話番号の一括利用制限

- ・悪質な電話転送事業者が保有する固定電話番号等（在庫電話番号）の利用を一括して制限するスキームの改正を準備。【業界団体への要請文書の改正】



### ➤ 携帯電話の契約時の本人確認におけるマイナンバーカードの活用

- ・本人確認書類の券面の偽変造による不正契約を防ぐ観点から、携帯電話の契約時の本人確認におけるマイナンバーカードの公的個人認証の活用に向け、業界団体との協議を実施。

### ➤ SMS機能付きデータ通信専用SIMカードの悪用対策

- ・SMS機能付きデータSIMの悪用の実態について、携帯電話キャリアやSMS配信事業者に対して調査を実施。悪用の実態の分析結果を踏まえて対策を検討。

**更なる対応が必要**

- **SMS**は、電話番号だけで送信が可能であり、開封率が高いため、数多くの事業者において、**SMS認証や簡易な連絡手段として活用**されているが、その特徴を悪用し、**フィッシング詐欺メッセージの送信にも多く利用**されている。
- 一部キャリア（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）において、**デフォルトオンのSMSフィルタリングが導入**（令和4年）されており、文面等を分析したうえで、危険だと判断されるものはブロックされているが、それをかいくぐって届いてしまうものも少なくない。
- 事業者ヒアリングの結果、スミッシングのメッセージについては、そのほとんどが**マルウェアに感染したスマートフォンから発信**されているのではないかと指摘されている。

クリックすると、詐欺サイトに誘導され、金銭を詐取したり、マルウェアに感染させたりする。



スミッシングの実例  
（当課職員受信）



SMSからマルウェア感染のイメージ  
（マクニカHP引用）

- 特殊詐欺やフィッシング詐欺等のICTサービスの不適正利用への対処に関し、最近の動向等を踏まえ、専門的な観点から集中的に検討する

## 論 点

## ① 特殊詐欺対策

1. 特殊詐欺被害が引き続き深刻な状況。「足のつかない電話」の発生抑止のため、本人確認書類の偽変造への対応など、本人確認の実効性の向上※に関して取り組むべき事項はあるか。

※非対面契約でのマイナンバーカードの公的個人認証の活用等

2. 特殊詐欺に悪用された電話番号の利用停止スキームが効果をあげていることから、本スキームの適用事業者の拡大※に向けて取り組むべき事項はあるか。

※業界団体に加盟していない事業者等

## ② SMSによるフィッシング詐欺（スミッシング）対策

1. SMSを利用したフィッシング詐欺（スミッシング）の被害が拡大する中、スミッシングメッセージの発信元※への警告など、実効性ある対応策はあるか。

※マルウェアに感染したスマートフォンの利用者など

## ②利用者情報の保護の 更なる促進

- 電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立し、令和5年6月16日に一部が施行
- 利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者に関し、利用者情報の適正な取扱いに関する規律を策定

### ①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。  
※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務**等を課す。

### ②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。  
※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

### ③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

## 目的

電気通信サービスの高い信頼性を保持するとともに、利用者自らが安心して利用できるサービスを選択することが可能となる

全体的観点からの適切な判断や、情報漏えい時の迅速な対応が可能となる

自ら PDCAを実施して、各事業者の実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保

## 「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務」を提供する電気通信事業者に対する規律（※）

（※） 検索情報電気通信役務、 媒介相当電気通信役務を提供する者も対象

### 規律内容

- ① 特定利用者情報（※）の取扱規程（≒社内ルール）の策定・届出  
（※） 通信日時・通信内容、氏名・住所などのほか、特定の個人を識別できないが、ID・パスワード等により識別することができる利用者の情報が含まれる。
- ② 特定利用者情報の取扱方針の策定・公表
- ③ 毎事業年度、特定利用者情報の取扱状況を自己評価、取扱規程・取扱方針に反映
- ④ 上記事項の統括責任者の選任・届出、職務遂行義務
- ⑤ 特定利用者情報の漏えい時の報告

（詳細）

#### ■規律対象者について

- ・ 無料の電気通信サービス：「利用者数1,000万人以上」の電気通信事業者を対象とする
- ・ 有料の電気通信サービス：「利用者数500万人以上」の電気通信事業者を対象とする

※ 「利用者」は契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者。「利用者数」は、月間アクティブ利用者(1月に1度でもサービスを利用した者)数の年平均値

#### ■情報取扱方針の記載事項について

- ・ 特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国等とする

#### ■特定利用者情報の漏えい時に報告を要する場合について

- ・ 利用者の数が1,000人を超える特定利用者情報の漏えいが生じた場合等とする

**事業者は、自らの実態を踏まえた情報の適正な取扱い体制を確保し、**  
それにより、**利用者は、安心・安全で信頼できるサービスを選択することが可能となる**

- **特定利用者情報規律の対象事業者については、電気通信事業法第27条の5において、利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者として、総務大臣が指定することが規定されている。**
- **利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務は、電気通信事業法施行規則第22条の2の20において、**
  - **無料**の電気通信役務：利用者数※が**1,000万以上**であるもの
  - **有料**の電気通信役務：利用者数※が**500万以上**であるもの**と規定されている。 ※ 前年度における月間のアクティブユーザ数の年間平均値。**
- 電気通信事業法第169条第2号の規定において、総務大臣による指定は、情報通信行政・郵政行政審議会の諮問事項となっている。今回の指定について、答申が得られた場合には、12月18日に告示を行い、告示から1月後に適用を開始することを予定している。指定された事業者は、特定利用者情報の適正な取扱いが求められる。
- 今般指定する事業者は下表のとおり。今後、電気通信事業報告規則第2条第3項及び同条第4項の規定に基づく利用者数の年次報告を踏まえ、新たな対象者の指定又は既存指定事業者の指定解除の告示改正を行う。

### 特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者（19社）

・ iTunes株式会社	・ 東日本電信電話株式会社
・ X Corp.	・ マイクロソフト・コーポレーション
・ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	・ Meta Platforms, Inc.
・ 株式会社NTTドコモ	・ UQコミュニケーションズ株式会社
・ エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社	・ LINEヤフー株式会社
・ Google LLC	・ 楽天グループ株式会社
・ KDDI株式会社	・ 楽天モバイル株式会社
・ ソフトバンク株式会社	・ 株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
・ TikTok Pte.Ltd.	・ Wireless City Planning株式会社
・ 西日本電信電話株式会社	

## 目的

利用者の知らない外部送信がなくなり、  
利用者が安心・安全で信頼できる電気通信サービスを利用することが可能となる

## 「利用者の利益に及ぼす影響が少くない電気通信役務」を提供する電気通信事業を営む者に対する規律

## 規律内容

電気通信サービスを提供する際に、氏名などの個人情報だけでなく、IDや閲覧履歴等を含め、  
**利用者に関する情報を外部送信**する指令を利用者に送信する場合、外部送信のプログラムを送る前に、  
当該利用者に**確認の機会**（通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれか）**を付与**

(詳細)

## ■規律対象者について

- ・ 利用者に関する情報を多く保存しているスマートフォンやパソコンからの外部送信を規律するため、ブラウザ又はアプリを通じて提供されるスマートフォンやパソコンで利用されるサービス（メッセージ通信、検索サービス、SNS、オンラインショッピングモール、ニュース配信サイト等）を提供する電気通信事業者又は第三号事業を営む者を対象とする

## ■利用者に通知又は公表すべき事項について

- ・ 送信される利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備を用いて取り扱う者の氏名・名称、送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的とする

## ■通知又は公表の方法について

- ・ 日本語での平易な表現による記載、適切な文字サイズでの表示、容易にアクセスできるようにする
- ・ ポップアップによる通知やトップページ等での公表など、利用者が認識し理解しやすい形で表示する

**外部送信の確認の機会が得られ、**

**利用者が安心・安全で信頼できるサービスを利用することが可能となる。**

- 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号。以下「電気通信GL」という。）において、同ガイドラインの遵守状況及び電気通信事業者による情報の取扱いについては、定期的にモニタリングを行い現状を把握することとされている。
- 昨年度は、本会合の下に設置されていた「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」（以下「利用者情報WG」という。）において、電気通信GLの遵守状況及び電気通信事業者による情報の取扱いの状況について、モニタリングを実施。

### 電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説 抜粋

#### 第52条

- 1 本ガイドラインについては、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。
- 2 本ガイドラインの遵守状況及び電気通信事業者による情報の取扱いについては、前項の本ガイドラインの見直しに必要な限度において、定期的にモニタリングを行い現状を把握することとする。

個人データ等の保護についての考え方は、社会情勢の変化、国民の認識の変化、技術の進歩、国際的動向等に応じて変わり得るものであり、本ガイドラインは、法の施行後の状況等諸環境の変化を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする（第52条第1項関係）。

前項の本ガイドラインの見直しに必要な限度において、本ガイドラインの遵守状況等に関して定期的にモニタリング(※)を行い、現状を把握するとともにその結果を踏まえ必要な見直しを検討することとする。

(※)モニタリングの項目は必要に応じて検討されることとなるが、第14条、第15条等に関する実施状況(プライバシーポリシーへの第15条第2項記載事項の掲載状況、利用者にとって分かりやすい示し方の工夫、利用者の選択の機会の提供状況、アプリケーションに関するプライバシーポリシーの有無等、アプリケーション提供サイトにおけるアプリケーション提供者への情報の取扱いに関する要請の状況等)についてモニタリングを行うことが想定される。

- 具体的なモニタリングの進め方は、特に、昨年度の利用者情報WGにおけるヒアリング項目のうち、「デジタル広告市場の競争評価 最終報告」において確認するとされた項目等を中心にヒアリングを実施し、各事業者の取組状況の確認を行う。
- 具体的には、事前に配布したヒアリングシート（次頁）への回答を踏まえつつ、下記の項目についてヒアリングを実施。

透明化法に係る主な確認項目	ヒアリング項目
1. 取得する情報の内容、取得・使用の条件の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>①サービス提供時にどのような利用者情報を取得し、どのように利用しているか。特に、広告ビジネスにおいてどのように利用しているか。</li> <li>②取得する利用者情報の内容やその利用目的（自社での利用だけではなく、第三者提供含む。）について利用者へ知らせるに当たり、利用者が十分に理解できるよう、どのような工夫をしているか。</li> <li>③自社の広告配信サービスの対応状況。</li> </ul>
2. ターゲティング広告を実施する旨及び事前の設定の機会やオプトアウト機会の提供についての開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>④利用者情報の取得について、オプトアウトの機会を設けているか。オプトアウトが可能なことや、その設定画面へどのように案内しているか。</li> <li>⑤インターネット広告に関しては、本人同意を前提として利用者情報を分析しターゲティングを行う方向性と、個人を対象とせず集団を対象としてターゲティングを行う方向性があるが、どのように考えるか。</li> </ul>
3. 消費者がデータの取得・利用を拒否した場合の、サービスを利用するオプション提供の可否の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥第三者のオプトアウトの仕組みへの案内がされているか。また、利用者が拒否した場合は、サービスの利用について影響がある場合の説明がされているか。</li> </ul>
4. データ・ポータビリティの可否・方法の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦データポータビリティに係る取組を実施しているか。実施している場合には、どのように利用者へ開示・説明しているか。</li> </ul>

※その他、EUのDMAにおいては、個人の同意なしに、プラットフォーム上で得た利用者情報をプラットフォーム事業者が提供する他のサービスから得た利用者情報または第三者のサービスから得た利用者情報と結合してはならないことが定められているが、この点どう考えるか。また、対応する取組を行っているか。

## 着眼点

プラットフォーム事業者の取組を通じ、消費者の理解やオプションなどの認知・利用がどの程度進んでいるか。

※プラットフォームサービスに関する研究会（第47回）（2023年9月19日開催）資料1「利用者情報の取扱いに関するモニタリングについて」（事務局資料）より抜粋の上、表題のみ加工

○以下の各項目について、デジタル広告の観点における各社の取組について記載。

### 1. 利用者情報の取扱いの状況について

- ① 取得される利用者情報と取得場面
- ② 取得した情報の加工・分析・利用
- ③ 利用者情報の第三者提供
- ④ 広告ビジネスモデルへの利用者情報の活用
- ⑤ 利用者情報に基づくプロファイリングセグメント化

### 2. 利用規約・プライバシーポリシーについて

#### (1) 利用者情報の取扱いに係るプライバシーポリシー

- ① 利用者情報の取扱いに係るプライバシーポリシー
- ② サービス開始前の通知公表・同意取得(導線・掲載)
- ③ プライバシーポリシーの変更に係る周知・同意取得
- ④ 利用開始後にも定期的に通知を行うなどの工夫

#### (2) 透明性確保のための工夫

- ① 透明性確保のための工夫や対処(ユーザーテスト実施他)
- ② 同意取得や通知に当たっての具体的な工夫(階層的アプローチ、ダッシュボード、ジャストインタイム、アイコン等)

#### (3) オプトアウト

- ① オプトアウトを設けているか(方法・対象範囲等)
- ② オプトアウトをしてもサービス利用継続が可能か
- ③ ダッシュボード等を設けているか(方法・対象範囲等)
- ④ オプトアウトに関する通知事項、導線

#### (4) データポータビリティ

- ① データポータビリティの取組(方法・対象範囲等)
- ② 対象情報、方法、提供フォーマット、提供先、相互運用性等
- ③ 電磁的開示請求への対応、開示方法、提供フォーマット等

### 3. 他アプリやサイトを経由した情報収集の状況

- ① 他アプリやサイトを経由した情報収集の状況
- ② 他アプリ提供社やサイト運営者に対する情報提供
- ③ 情報収集モジュールやJavaScriptによる外部送信
- ④ ③の場合の、他アプリ提供者やサイト運営者に対する情報提供
- ⑤ 情報収集モジュールやJavaScriptについて、送信される情報の内容や送信先の変更等
- ⑥ 複数の他アプリやサイトから収集した情報の管理

### 4. 他社へのデータ提供、他社との連携の状況

- ① 他社に対するデータ提供の状況
- ② 他社との連携、留意点(利用者説明、安全管理等)

### 5. サードパーティによる情報収集への対応

- ① サードパーティによる情報取得に関する方針
- ② クッキーの代替手段の情報取得の動きへの考え方

### 6. PIA・アウトカムについての考え方

- ① PIAの導入状況
- ② 利用者情報の取扱いに関するアウトカムに係る検討
- ③ 利用者にPIAの結果やアウトカムを説明しているか

### 7. 個人情報保護管理者の設置

- ① 設置状況
- ② 名称等
- ③ 業務内容

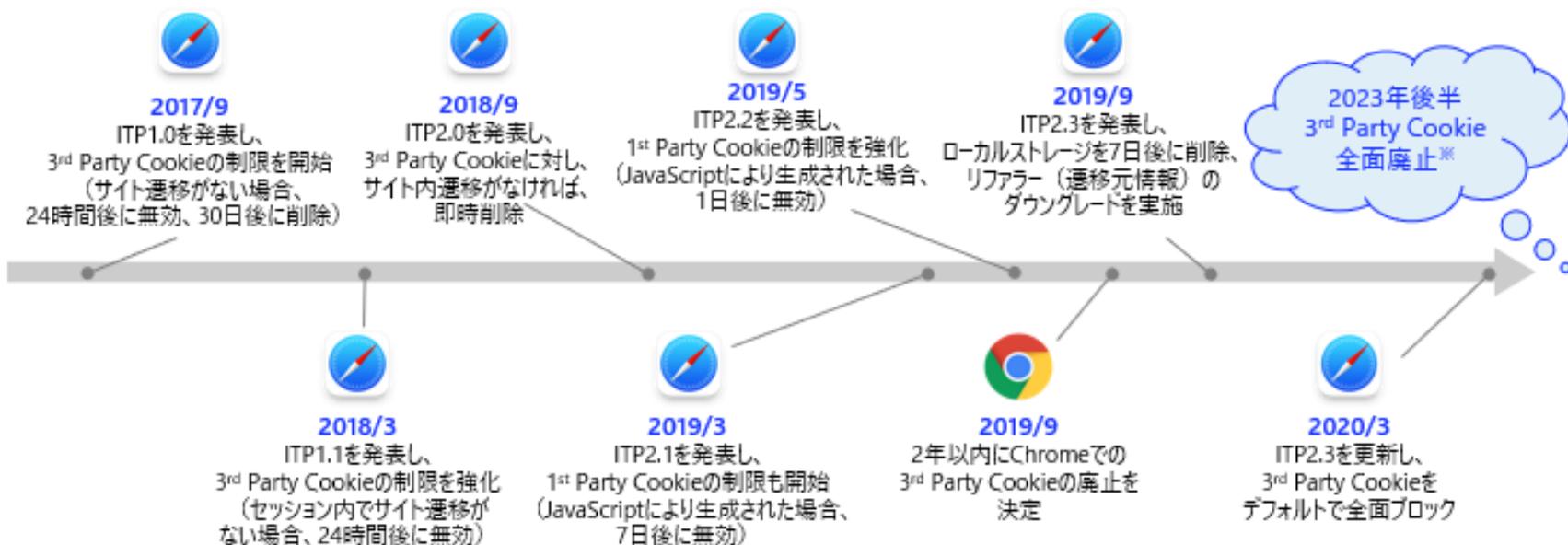
「プラットフォームサービスに関する研究会」は、今年度のモニタリングの実施及び結果を踏まえて、総務省による今後の利用者情報の取扱いに関するモニタリングについて、以下のとおり提言する。

- 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」第52条第2項等に基づき、デジタル広告分野に限らず利用者情報の取扱いについて、継続的にモニタリングを行うべきである。
- 上記のモニタリングを行うにあたり、総務省において安定的な枠組みを作ることが必要である。
- 上記のモニタリングを行うにあたり、事業者からの情報提供が十分に得られるように、総務省においては、ヒアリング項目や方法の工夫を行うとともに、必要に応じ制度的な対応も検討すべきである。
- 上記のモニタリングを行うにあたっては、特に利用者保護の観点に立ち、新たなターゲティング手法の登場等の業界の動向を踏まえながら、プラットフォーム事業者における情報取得の方法等、利用者情報の取扱いについて確認していく必要がある。
- 上記のモニタリングを行うにあたっては、特に、今般のモニタリング結果において要検討事項と指摘された事項について検討を深めることが必要である。その上で、プラットフォーム事業者が、アカウントを取得していない利用者やログインしていない利用者からも情報を取得していること、第三者や、第三者のウェブサイトを通じて情報を取得していることに関し、利用者保護の観点から、対応を行うべき点がないかについて検討を行うことが必要である。

## 3<sup>rd</sup> party cookie廃止を受けた代替技術の動向

利用者の十分な自覚がないまま、データを収集する仕組みを問題視したAppleやGoogleは独自に3<sup>rd</sup> Party Cookieに対する規制を進めている。

Apple・GoogleによるCookie規制の流れ



※ 2021/6に英国競争当局 (CMA) の指摘を受けて、サードパーティクッキー廃止を1年延期

事務局注：2023年12月18日のGoogle Japan Blogによれば、Chromeブラウザでの3<sup>rd</sup> party cookie廃止に関しては、段階的な廃止に向けて、3<sup>rd</sup> party cookieへのアクセスをデフォルトで制限し、ウェブサイト間トラッキングを防止するトラッキング保護機能のテストを2024年1月4日から、全世界のChromeユーザーの1%に展開。2024年後半に全てのユーザーの3<sup>rd</sup> party cookieを段階的に廃止するとされている。  
(<https://japan.googleblog.com/2023/12/chrome-cookie.html>)

3<sup>rd</sup> party cookie廃止を受けた代替技術の動向

参考) IDFAに関する方針変更

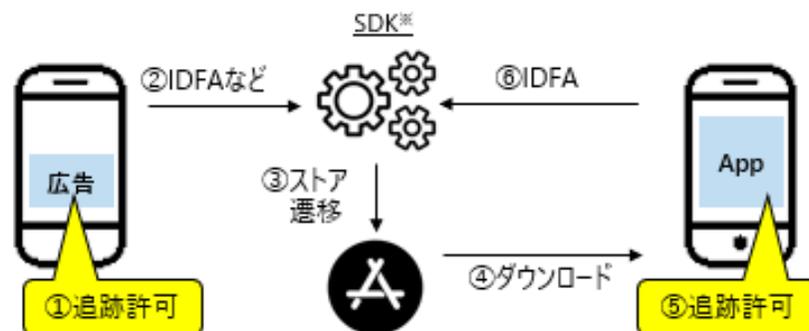
< Worldwide Developers Conference 2020での発表 (2020年6月) >

- 「IDFA」が2020年秋のiOSのバージョンアップにより、各アプリごとに「IDFAの取得可否を確認する」仕様に変更 → IDFAオプトイン化が21年初旬に延期され、一部仕様変更 (2020年9月)
- 米フェイスブックなどは「アップルの競争上の利益を追求している」と批判
- Financial Times誌によると、このプライバシー方針の刷新の影響を、テクノロジー調査会社Lotameが試算したところ、Snapchat (Snap)、Facebook、Twitter、YouTubeの大手SNS4社合計98億5,000万ドルの売り上げ減。2021年第3、第4四半期の4社の売上は平均でマイナス12%と試算された
- 同じくFinancial Times誌が取材したEric Seufertによると、Facebook単体でも半年で83億ドルの売り上げ減。
- 一方のAppleは、今年第3四半期の広告売上が2兆円に達し、好調

出所) 日経Xトレンド ( <https://xtrend.nikkei.com/atcl/contents/18/00421/00004/> )、ギズモードジャパン記事 ( <https://www.gizmodo.jp/2021/11/att-blows-9-85-billion-dollar.html> ) などよりNRI作成

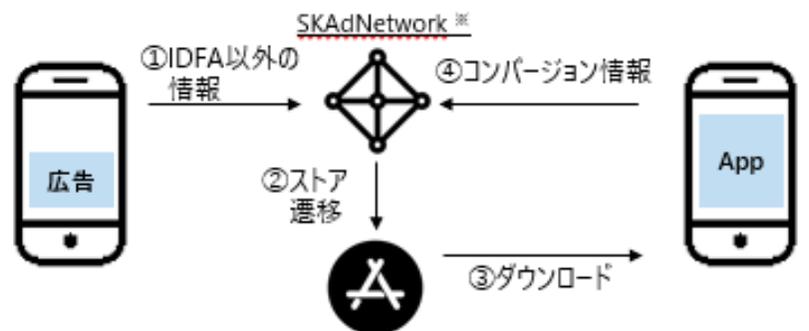
今後の広告配信計測方法

①これまでと同様の計測 + オプトイン



※SDK：アプリに組み込んで使う、広告配信に必要な機能を、ひとまとめにしたツールキットの総称

②Apple提供「SKAdNetwork」を活用



※SKAdNetwork：アップルが提供するプライバシーに配慮したトラッキングツール

- スマートフォンの普及に伴い、アプリケーション等により取得・蓄積された**利用者情報（アドレス帳、位置情報等）**が、**本人の意図しないかたちで外部送信されている事案が発覚、社会問題化したことを踏まえ、総務省においてアプリ提供者等の関係事業者等が利用者情報を適正に取扱う上で従うことが望ましい事項（プライバシーポリシーの作成・掲載等）**について「スマートフォンプライバシー イニシアティブ（SPI）」を取りまとめて公表。（平成24年8月以降、2度改訂）
- また、上記取組を検証し、その結果のとりまとめ（SPO）を随時実施。

## 【総論】

## 1 基本原則

2 適用対象

3 用語の定義

① 透明性の確保

② 利用者関与の機会の確保

③ 適正な手段による取得の確保

④ 適切な安全管理の確保

⑤ 苦情・相談への対応体制の確保

⑥ プライバシー・バイ・デザイン

## 【各論】1 アプリケーション提供者等における取組（アプリ提供者及び情報収集モジュール提供者）

## (1) プライバシー・ポリシーの作成

- ▶ 以下の項目を記載したプライバシーポリシーを、アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成する。

(記載項目)

① アプリ提供者等の氏名又は名称

② アプリ提供者等が取得する利用者情報の項目等

③ アプリ提供者等による取得方法

④ 利用目的の特定・明示

⑤ 第三者提供、外国の第三者に対する提供、共同利用及び情報収集モジュールに関する記載事項

⑥ 同意取得の方法及び利用者関与の方法\*1,2

⑦ 問合せ窓口

⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

\*1 同意取得： 一部のプライバシー性の高い情報については、原則同意を取得する（電話帳、位置情報、通信履歴等）。

\*2 利用者関与： 利用者がアプリによる利用者情報の利用や取得の中止を希望する場合に、その方法を記載する。

## (2) 適切な安全管理措置

- ・ 利用者情報の漏洩、滅失、毀損の危険回避の措置を講ずる

## (3) 情報収集モジュール提供者に関する特記事項

- ・ アプリケーション提供者へ①取得する情報の項目、②利用目的、③第三者提供の有無等について通知する。

## 2 その他の関係事業者における取組

- (1) 移動体通信事業者・端末提供事業者： アプリ提供者の適切な取扱い支援・啓発活動、連絡通報窓口の整備等を行う
- (2) アプリ提供サイト運営事業者、OS提供事業者： 同上、OSによる利用許諾がある場合に分かりやすい説明を行う
- (3) その他関係しうる事業者： アプリケーション紹介サイトは有益な情報源となり得る

- スマートフォン上のプライバシー対策の国内外の情勢変化、各種事案を踏まえ、利用者情報の更なる保護に向けて議論を行う。

論 点	
① 利用者情報に係るモニタリング等	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 個人情報保護ガイドラインに基づく定期的なモニタリング（デジタル広告市場の競争評価最終報告（デジタル市場競争会議）を踏まえた検討含む。）</li><li>2. プラットフォームサービスに関する研究会第50回でとりまとめられた「利用者情報の取扱いに関するモニタリング結果」で指摘された事項（例：非ログイン利用者の保護のあり方、第三者からの情報取得に係る利用者保護のあり方）について検討すべき事項はあるか。利用者情報の取扱いに係る委託先の監督のあり方について検討すべき事項はあるか。</li></ol>
② スマートフォン上のプライバシー対策	<ol style="list-style-type: none"><li>1. スマートフォン上のプライバシー対策について、外部送信規律の法制化、情報収集モジュール等の情勢変化を踏まえ、スマートフォン利用者情報取扱指針を見直すべきか。</li></ol>